

## 社会福祉法人秀明会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秀明会（以下「当法人」という）定款第21条及び定款第8条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 継続かつ定期的に就業する役員等（以下「常勤役員等」という）については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給し、賞与は支給しない。

2 前項に該当しない役員等（以下「非常勤役員等」という）については、理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったとき報酬を支給し、賞与及び退職金は支給しない。

3 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 報酬については、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し各人に支給する。

(2) 翌年度の報酬額は、定時評議員会において、法人業績と当該常勤役員等の役割、職務内容などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

2 退職手当については、別表1に定める算式により支給する。

3 通勤手当については、賃金規程第16条の規程に準じて支給する。

4 法人業務により出張をしたときは出張旅費規程に準じて旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等)

第4条 報酬については、別表2に定める額を支給する。別表2の報酬額は源泉税控除後の金額とする。

2 通勤手当については、非常勤職員規程第74条（通勤手当）の規程に準じて支給する。

3 法人業務により出張をしたときは報酬に加えて、出張旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

### (当法人職員給与の併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、賃金規程第6条に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会、評議員会へ出席した都度、その他法人業務に携わった都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって支給する。
- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月7日より施行する。

【役員等報酬表（常勤役員等の報酬）】

号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
1号俸	月額 150,000 円	11号俸	月額 650,000 円	21号俸	月額 1,150,000 円
2号俸	月額 200,000 円	12号俸	月額 700,000 円	22号俸	月額 1,200,000 円
3号俸	月額 250,000 円	13号俸	月額 750,000 円	23号俸	月額 1,250,000 円
4号俸	月額 300,000 円	14号俸	月額 800,000 円	24号俸	月額 1,300,000 円
5号俸	月額 350,000 円	15号俸	月額 850,000 円	25号俸	月額 1,350,000 円
6号俸	月額 400,000 円	16号俸	月額 900,000 円	26号俸	月額 1,400,000 円
7号俸	月額 450,000 円	17号俸	月額 950,000 円	27号俸	月額 1,450,000 円
8号俸	月額 500,000 円	18号俸	月額 1,000,000 円	28号俸	月額 1,500,000 円
9号俸	月額 550,000 円	19号俸	月額 1,050,000 円	29号俸	月額 1,550,000 円
10号俸	月額 600,000 円	20号俸	月額 1,010,000 円	30号俸	月額 1,600,000 円

【別表1（常勤役員等の退職金算定式）】

最終報酬月額×退職金給付率

※ 上記在年年数は1か月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。退職金給付率は、別表3に定める。

【別表2（非常勤役員等の報酬）】

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	
1日 4時間以内	5,000円
4時間以上	10,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	
1日 4時間以内	5,000円
4時間以上	10,000円

(3) 監事

	日 額
理事会等及び監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	
1日 4時間以内	5,000円
4時間以上	10,000円

